

| 構想(プロジェクト)管理 | 支援措置提案事項管理番号 | 省庁名   | 支援措置に係る提案事項                  | 該当法令等   | 制度の現状   | 反映の分類          | 概算要求への反映状況   | 予算等の措置の名称(項)(目)(目細)   | 概算要求額(単位:千円)   | 都道府県名                 | 提案主体名                 | 構想(プロジェクト)の名称                                    | 制度の所管府省庁・関係府省庁                   | 管理コード   |
|--------------|--------------|-------|------------------------------|---|---|----------------|--|---|--|-----------------------|-----------------------|--|----------------------------------|---------|
| 1027         | 10272010     | 農林水産省 | 年齢以上の人工林の整備が可能となるよう事業採択要件の緩和 | ・森林環境保全整備事業実施要領・要綱<br>・森林居住環境整備事業実施要領・要綱<br>・間伐等推進総合対策の実施について<br>・緊急間伐推進団地における間伐の実施について   | 平成17年度から地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の第2ステップの取組の一環として、新たに実施している間伐等推進3カ年対策では、緊急に間伐が必要な団地において、市町村と森林所有者との協定に基づき実施する間伐について、年齢も補助対象としている。<br>また、現在、長伐期施業を推進するため 年齢までの抜き伐り等を実施する機能増進保育や森林状態を維持しながら徐々に更新を図ることを目的として、年齢の抜き伐り等を実施する長期育成循環施業に対する助成等を行っている。<br>このような現行制度により、提案されている 年齢以上の人工林の整備は可能となっているところである。  | D              | ・市町村と森林所有者との協定(緊急間伐推進協定)に基づき、年齢も補助対象として実施する間伐(特定間伐)。<br>・長伐期施業における適正な密度管理を目的として、年齢までの抜き伐り等を実施する機能増進保育<br>・森林状態を維持しながら徐々に更新を図ることを目的として、年齢の抜き伐り等を実施する長期育成循環施業等   | (項)森林環境保全整備事業費<br>(目)森林環境保全整備事業費補助<br>(目細)水土保全整備事業費補助<br>資源循環林整備事業費補助<br>機能回復整備事業費補助<br>共生林整備事業費補助<br>(項)森林居住環境整備事業費<br>(目)森林居住環境整備事業費補助<br>(目細)森林居住環境整備事業費補助 | 森林環境保全整備事業費補助<br>60,785,178<br>の内数<br>森林居住環境整備事業費補助<br>29,282,000<br>の内数 | 三重県                   | 三重県森林組合連合会            | 未来にひきつぐ「生産の森」整備プロジェクト                            | 農林水産省                            | 1010010 |
| 1104         | 11042010     | 農林水産省 | みんなで進める中心市街地ワクワク夢再生構想        | ・中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(中心市街地活性化法)  | 中心市街地活性化法は、中心市街地の活性化を目的として、「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進するもので、国は同法で定められた「基本方針」に基づき、市町村が作成した「基本計画」に定められた事業に対し関係8府省庁の連携のもとに重点的に支援を行うこととなっている。<br>当省には中心市街地活性化が主目的の補助事業はないが、健康・安心食生活創造対策 国民運動としての食育活動の推進 都市と農山漁村の共生・対流を中心市街地の活性化に寄与する関連施策と位置付けている。<br>(平成17年度関係予算の概要: ア 卸売市場における品質管理高度化に資する施設や卸売市場の再編・連携に係る施設の整備を推進、イ 食品小売業者等に対する経営相談等の実施による知識・技術等の教育・普及や地域農水産物の活用等による商品開発力向上を図るための取組みを支援 食に関する様々な体験や地産地消の推進など、地域の特性を活かした食育活動を支援 都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルを実現するための取組みを支援)  | C              | 当省が行っている中心市街地の活性化を推進するための関連施策は、卸売市場の整備や食品小売業の振興など消費者に対する食料の安定供給等を主目的としており、中心市街地の活性化を主目的とした事業はないため、現行の支援策を中心市街地の活性化に特化して統合することは困難である。   | -   | 愛媛県  | 愛媛県新居浜市、株式会社まち協ネットワーク | みんなで進める中心市街地ワクワク夢再生構想 | 経済産業省<br>国土交通省<br>総務省<br>農林水産省<br>厚生労働省<br>文部科学省 | 1010020                          |         |
| 1129         | 11292010     | 農林水産省 | 有機の里特区                       | ・中山間地域等直接支払交付金実施要領等   | 中山間地域等直接支払交付金実施要領等により多面的機能を確保する観点から、平地との生産条件の格差の範囲内で直接支払いを実施  | D              | 現行制度では、地理的に分散した農地であっても、営農上の一体性の要件を満たし、かつ合計で1ha以上であれば協定の締結は可能である。<br>また、1市町村内の対象農地をまとめて1つの協定とすることは可能であり、また、協定が協定参加者の総意により、農地保全のための活動に交付金を使用することは問題ない。   | (項)農村振興費<br>(目)中山間地域等直接支払交付金<br>(目細)中山間地域等直接支払交付金   | 21,800,000   | 兵庫県                   | 兵庫県養父市                | 有機の里特区   | 農林水産省                            | 1010030 |
| 1194         | 11942020     | 農林水産省 | 地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設)の対象事業の拡大  | ・地域再生法第5条第3項第2号ロ<br>・汚水処理施設整備交付金交付要綱第2-1  | 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設又は浄化槽の2以上を総合的に整備する事業(同一の事業主体による汚水処理の普及拡大を目的とした総合的整備)に要する経費を交付金として交付。  | B-2            | 交付金については、地域再生法第5条第3項の趣旨に照らし、汚水処理施設の普及を図ることに重点を置いており、対象の拡大については、関係府省と調整の上、今後の課題として検討してまいりたい。  | -   | 山形県  | 山形県                   | 最上川環境共生圏形成計画          | 内閣府<br>農林水産省<br>国土交通省<br>環境省                     | 1010040                          |         |
| 1198         | 11982010     | 農林水産省 | 関係市町村が連携して取り組む地域再生計画         | ・地域再生基本方針<br>・むらづくり交付金実施要綱<br>・むらづくり交付金実施要領<br>・強い農業づくり交付金実施要綱<br>・農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱<br>・総合食料対策事業実施要領<br>・総合食料対策事業関係補助金等交付要綱 | むらづくり交付金<br>むらづくり交付金は、地域が主体となった活力あるむらづくりを進めるため、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備において、地域の創造力を生かせるように、市町村の裁量を大幅に拡大した交付金としているものであって、このため、地域再生基本方針でも地域再生計画と連携した支援措置に位置づけられている。<br>強い農業づくり交付金、広域連携等産地競争力強化支援事業<br>強い農業づくり交付金等により生産・加工・流通施設の整備などを支援。<br>強い農業づくり交付金については、国は一定の配分基準に基づいて都道府県に交付金を配分し、都道府県が地区の採択等を実施。<br>広域連携等産地競争力強化支援事業については、広域性・先進性・モデル性の特に高い取組について国が直接支援。<br>市場等拠点商店街活性化対策<br>「市場等拠点商店街活性化対策」に該当する事業には、「地方卸売市場連携物流最適化推進事業」、「食品小売等構造改善推進事業」、「食品流通高付加価値モデル推進事業」、「物流管理効率化新技術確立事業」がある。<br>は複数の卸売市場が最適物流の実現に向け実証事業を行うものである。<br>は経営相談や研修等を行うものである。<br>は食品小売業者が生産者、卸売業者と連携して行う地域農水産物の付加価値を高めるための商品開発及び食品小売業者の連携による流通機能の高度化や情報の共有化を図るための地域ネットワーク構築の支援を行うものである。<br>は卸売市場を中心とした生鮮食料品の流通体系に電子タグを導入し、ユビキタスコンピューティング技術を活用して物流の効率化を図るシステムを開発するための実証実験を行うものである。<br>各々の事業では、それぞれの事業効果を高めることを目的として作成された提案計画に基づき中立・公平な委員会によって事業効果の高いと認められた者に対して優先的に補助金が交付されている。<br>また、の事業については全国的な食品流通部門の構造改善を促進することを目的として設立されている公益法人が実施主体となり全国的に経営相談や研修を行うことに対し補助金を交付している。<br>広域連携アグリビジネスモデル支援事業<br>生産者と食品産業等の実需者が都道府県域を超えて連携し、実需者の求める農畜産物を安定供給・確保するために必要な生産・加工施設等を整備する取組など全国的視点に立ち国が積極的に推進すべき重要な取組みを直接採択する仕組みとしている。 | (1) D<br>(2) C | (1)むらづくり交付金については、地域再生基本方針において地域再生計画と連携した支援措置として位置づけられており、交付に当たっては十分配慮することとしている。なお、計画の認定に当たっては、都道府県知事によるむらづくり計画の承認など、交付金の要件に適合することが必要である。<br>(2)他の制度については、地域再生への寄与は副次的なものであり、各々の事業に固有の目的を達成するために、予算の配分を行っていることから、「計画に記載された事業に関する予算が原則適用される」といった本提案について対応することは困難である。 | (項)農村整備事業費<br>(目)農村振興整備事業費補助<br>(目細)農村振興総合整備事業費補助<br>(目細細)むらづくり交付金  | 15,000,000   | 長野県<br>以下42都道府県       | 全国工業再配置促進連絡協議会        | 関係市町村が連携して取り組む地域再生計画                             | 厚生労働省<br>国土交通省<br>経済産業省<br>農林水産省 | 1010050 |

| 構想(プロジェクト)管理 | 支援措置提案事項管理番号 | 省庁名   | 支援措置に係る提案事項  | 該当法令等                        | 制度の現状  | 反映の分類        | 概算要求への反映状況   | 予算等の措置の名称(項)(目)(目細)                                   | 概算要求額(単位:千円)  | 都道府県名 | 提案主体名       | 構想(プロジェクト)の名称                              | 制度の所管府省庁・関係府省庁               | 管理コード   |
|--------------|--------------|-------|--|------------------------------|--|--------------|--|---|---------------|-------|-------------|--|------------------------------|---------|
| 1211         | 12112030     | 農林水産省 | 地域再生基盤強化交付金の拡充(港整備交付金の対象範囲の拡大)   | 地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第1項    | 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業に要する経費に充てるための交付金を交付。    | D            | 港整備交付金については、認定地域再生計画に記載された地方港湾の港湾施設と第1種漁港の漁港施設であれば、施設整備に充てることは可能である。河川区域に漁港区域が重複している例は多くあり、現状においても河川管理者や漁港管理者は、お互い事業の計画等の調整・連携を図り、事業等を実施しているところであり、港整備交付金においても同様に整備が可能であると考えている。   | -   | -             | 滋賀県   | 浜大津観光協会     | 浜大津・ウォーターフロント再生プロジェクト                      | 内閣府<br>国土交通省<br>農林水産省        | 1010060 |
| 1211         | 12112040     | 農林水産省 | 地域再生に資する自然環境の再生に関する事業の交付金化   |                              | ・元気な地域づくり交付金実施要綱<br>・元気な地域づくり交付金実施要領<br>・元気な地域づくり交付金実施要領の運用について                  | D            | 元気な地域づくり交付金は、地域産業の核となる農林水産業の振興を柱とし、農地・用水、人材、自然環境、景観、文化、歴史などの多様な地域資源を創意と工夫により有効に活用する「元気な地域づくり」を推進することを目的としており、農山漁村の活性化に資する各種施策を総合的に支援するものである。本交付金には、ピオトープの設置等自然環境の再生を図るメニューについても含まれており、また地域の載量を向上させた地域提案メニューについても創設している。                                | 元気な地域づくり交付金(項)農村振興費(目)農山漁村地域活性化整備交付金(目)農山漁村地域活性化推進交付金 | 53,791,953の内数 | 滋賀県   | 浜大津観光協会     | 浜大津・ウォーターフロント再生プロジェクト                      | 環境省<br>国土交通省<br>農林水産省        | 1010070 |
| 1215         | 12152010     | 農林水産省 | 地域再生基盤強化交付金における国の予算の一元化  | 地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第4項    | 地域再生基盤強化交付金の交付の事務は、交付金の種類に応じ、政令に定める区分に従って農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣が行う。                 | C            | 地域再生基盤強化交付金は、対象施設に関する専門的知見の活用、地方支分部局の活用等による効果的・効率的執行の観点から、対象施設の所管省庁が交付に関する事務を行うこととされたものである。なお、交付事務手続きに係る負担の軽減を図るため、交付省庁においてワンストップ窓口を設けたばかりであり、その十分な活用がなされるよう、交付省庁間で連携して対応してまいりたい。  | -   | -             | 三重県   | 三重県         | 地域が使いやすい交付金制度の提案                           | 内閣府<br>農林水産省<br>国土交通省<br>環境省 | 1010080 |
| 1215         | 12152020     | 農林水産省 | 施設間充当を行った場合の予算所管省庁の変更  | 地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第4項    | 地域再生基盤強化交付金の交付の事務は、交付金の種類に応じ、政令に定める区分に従って農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣が行う。                 | C            | 地域再生基盤強化交付金は、地方の裁量で自由に他施設へ充当する仕組みが十分確保されている。なお、施設間充当を行った場合の会計検査等に係る事務の運用については、今後の状況を踏まえ、必要に応じ、交付省庁間で連携して対応してまいりたい。   | -   | -             | 三重県   | 三重県         | 地域が使いやすい交付金制度の提案                           | 内閣府<br>農林水産省<br>国土交通省<br>環境省 | 1010090 |
| 1215         | 12152030     | 農林水産省 | 道整備交付金の対象施設の拡大   | 地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第2項第1号 | 市町村道、広域農道及び林道を対象施設として、当該対象施設の2以上を地域再生計画に基づき総合的に整備する場合、地域再生法に基づく特別の措置として道整備交付金を交付 | D            | 道整備交付金の対象施設については、施設の整備目的や連携(組合せ)による効果などを総合的に検討の上定められたものであるが、広域農道の関連道路については、広域農道計画に組み入れ、広域農道として整備する場合には交付金を充てることは可能と考えている。  | -   | -             | 三重県   | 三重県         | 地域が使いやすい交付金制度の提案                           | 内閣府<br>農林水産省<br>国土交通省        | 1010100 |
| 1219         | 12192010     | 農林水産省 | 古民家群の残る農村風景を観光資源とするために活用できる多様な交付金・補助金等の一元化   |                              | ・元気な地域づくり交付金実施要綱<br>・元気な地域づくり交付金実施要領<br>・元気な地域づくり交付金実施要領の運用について                  | C            | 元気な地域づくり交付金は、農林水産業の振興等を通じた農山漁村の活性化を図るといふ政策目的を達成するために実施しており、一方、むらづくり交付金は、農業生産基盤生活環境の総合的な整備を通じた個性的で魅力あるむらづくりを推進するという政策目的のために実施している。以上のように、それぞれ異なる目的に基づいて実施している交付金であり、一元化は不可能。  | -   | -             | 山梨県   | 財団法人山梨総合研究所 | 原郷の里づくり構想                                  | 国土交通省<br>農林水産省<br>内閣府        | 1010110 |
|              |              |       |  |                              | ・むらづくり交付金実施要綱<br>・むらづくり交付金実施要領   |              | むらづくり交付金は、市町村の関係部局が共同して作成する農村振興基本計画と整合を図り、適切な役割分担の下に、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施することとしており、観光客向けの駐車場の設置、散策路等の整備については、事業目的が異なることから、一元化は困難である。  | -   | -             |       |             |  |                              |         |
| 1221         | 12212010     | 農林水産省 | 地域材を活用した公共施設木造化支援制度の拡充   |                              | ・強い林業・木材産業づくり交付金実施要領   | D            | 県産木材を利用して公共施設を整備することの意義については、副大臣会議、木材利用推進関係省庁連絡会議や農林水産省木材利用推進会議を通じて、林野庁のみならず各省庁においても理解されていると認識しているところであり、社会福祉施設の整備において県産木材の利用促進を図ることは、当該交付金の活用のみならず、貴県関係部局間の連携により可能である。  | (項)林業振興費(目)林業・木材産業等振興施設整備交付金(目)林業・木材産業等振興推進交付金        | 9,890,358の内数  | 愛媛県   | 愛媛県         | 愛媛県公共施設木材利用推進構想                            | 農林水産省                        | 1010120 |
| 1237         | 12372010     | 農林水産省 | 消防防災関係の補助金の一本化(パッケージ化)によるトータル的に使用できる交付金の創設   |                              | ・元気な地域づくり交付金実施要綱<br>・元気な地域づくり交付金実施要領<br>・元気な地域づくり交付金実施要領の運用について                  | E            | 元気な地域づくり交付金は、農林水産業の振興を柱とした農山漁村の活性化に向けた取組への支援であり、消防防災関係の補助金ではない。災害が発生した場合の災害情報の収集や地域住民に対する適切な情報の迅速かつ正確な伝達のために、市町村の責務として整備される防災行政無線を交付対象とはしていない。   | -   | -             | 熊本県   | 熊本県菊水町      | 消防防災関係の補助金の一本化(パッケージ化)によるトータル的に使用できる交付金の創設 | 総務省<br>農林水産省                 | 1010130 |
| 1264         | 12642010     | 農林水産省 | 農林水産省の各種競争的資金について、(財)神奈川科学技術アカデミー(以下「KAST」という。)などの技術移転機能を持つ公益法人が、通常の研究機関と同等の資格において、様々な研究プロジェクトの中核機関として積極的に貢献できるよう、当該資金の利用要件の緩和を要望する。 |                              | ・平成17年度の先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の応募要領<br>・「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」 | (1)D<br>(2)C | (1)御提案にある公益法人は、農林水産省の競争的資金制度のうち「農林水産研究高度化事業」の応募要領における中核機関の定義において、研究の推進に係る運営管理、関係機関との相互調整、財産管理等の業務を行う機関としており、中核機関になることは可能です。平成18年度以降の応募に際しては、応募要領をより適切な表現に改める等の工夫に努めます。<br>(2)中核機関からの再委託に係る要件に関しては、政府全体の公益法人改革の方針に沿って対応しているものであり、本制度のみその要件を緩和することは困難です。 | (項)農林水産技術振興費(目)試験研究調査委託費(目細)農林水産技術開発総合研究費等委託費         | 7,816,292     | 神奈川県  | 神奈川県        | 神奈川県知的財産戦略構想                               | 農林水産省                        | 1010140 |
| 1267         | 12672130     | 農林水産省 | 都道府県に対する農業改良普及事業における必要規制を廃止し、基礎自治体による設置を可能にするなど制度の見直しを図ること   |                              | ・農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第6条、第8条  | C            | <普及指導員の必置規制について><br>協同農業普及事業は、一定の資格を持つ普及指導員が農業者に直接接して、農業に関する専門的技術・知識の指導を行うという「人」を核とした事業であることから、「普及指導員を置くこと」と規定している。なお、現行の農業改良助長法は、都道府県以外の団体が行う普及事業を規制しているものではなく、市町村等に自主的な普及事業を行うことは可能である。  | -   | -             | 広島県   | 広島県         | 分権ひろしま活性化プラン                               | 農林水産省                        | 1010150 |

| 構想<br>(プロ<br>ジェク<br>ト)管理 | 支援措置提<br>案事項管理<br>番号 | 省庁名   | 支援措置に係る提案事項                              | 該当法令等   | 制度の現状  | 反映の分<br>類 | 概算要求への反映状況  | 予算等の措置の名称<br>(項)(目)(目細)   | 概算<br>要求額<br>(単位:千円) | 都道府<br>県名 | 提案主体名                                | 構想(プロジェクト)の<br>名称     | 制度の所管<br>府省庁・関係<br>府省庁                                  | 管理<br>コード |
|--------------------------|----------------------|-------|--|---|--|-----------|---|---|----------------------|-----------|--------------------------------------|-----------------------|---|-----------|
| 1267                     | 12672140             | 農林水産省 | ほ場整備等の農業農村整備事業における、<br>原則基礎自治体での実施の可能化   | ・土地改良法<br>施行令第五十条 等   | 農業農村整備事業のほぼ全ての事業の採択要件は、土地改良法等で事業実施主体毎<br>に事業規模の下限(面積等)が定められているが、上限は定められていない。                             | D         | 農業農村整備事業のほぼ全ての事業の採択要件は、事業実施主体毎に事業規模の下限<br>が定められているが、上限は定められていないため、現行制度のもとでも県営規<br>模の事業を団体営で行うことが可能  | -   | -                    | 広島県       | 広島県                                  | 分権ひろしま活性化プ<br>ラン      | 農林水産省   | 1010160   |
| 1267                     | 12672151             | 農林水産省 | 農業経営体育成に関する事務の基礎自治体<br>による総合的実施のための制度見直し | ・強い農業づくり交付金<br>実施要綱   | ・農業経営体の育成等を目的として、強い農業づくり交付金により生産・加工・流<br>通施設の整備などを支援。<br>・国は一定の配分基準に基づいて都道府県に交付金を配分し、都道府県が地区の採<br>択等を実施。 | D         | ・農林水産関係の地方向け補助金については、平成17年度に個別事業の統合・交<br>付金化を行い、「強い農業づくり」等に向けた地域の裁量・自主性を生かした取組<br>を支援できる仕組みとしたところ。<br>・都道府県が市町村に交付した交付金は、国から都道府県への交付金の交付方法に<br>準じ、市町村の裁量により各地区へ配分することが可能。 | (項)農業・食品産業強化対策費<br>(目)農業・食品産業強化対策整備交<br>付金<br>(目)農業・食品産業強化対策推進交<br>付金<br>(項)牛肉等関税財源畜産振興費<br>(目)牛肉等関税財源競争力強化生産<br>総合<br>対策費交付金 | 56,576,266<br>の内数    | 広島県       | 広島県                                  | 分権ひろしま活性化プ<br>ラン      | 農林水産省   | 1010170   |
| 1286                     | 12862010             | 農林水産省 | 交付金の統合                                   | ・元気な地域づくり交付<br>金実施要綱<br>・元気な地域づくり交付<br>金実施要領<br>・元気な地域づくり交付<br>金実施要領の運用につい<br>て | 元気な地域づくり交付金実施要綱等により農林水産業の振興等を通じた農山漁村の<br>活性化を図る「元気な地域づくり」を実施   | C         | 本交付金は、農林水産業の振興等を通じた農山漁村の活性化を図るとい政策目的<br>を達成するために実施しており、これと異なる目的の交付金・補助金との統合は不<br>可能   | -   | -                    | 福井県       | 福井県                                  | 三方五湖ラムサール<br>プロジェクト構想 | 環境省<br>農林水産省  | 1010180   |
| 1317                     | 13172010             | 農林水産省 | 地域連携事業(複数地域の同時採択制度)<br>の導入               | ・元気な地域づくり交付<br>金実施要綱<br>・元気な地域づくり交付<br>金実施要領<br>・元気な地域づくり交付<br>金実施要領の運用につい<br>て | 元気な地域づくり交付金実施要綱等によりメニュー間・地区間の配分は、地方の裁<br>量に委ねる等地方の自主性・裁量性を重視し、農林水産業の振興等を通じた農山漁<br>村の活性化を図る「元気な地域づくり」を実施  | C         | 本交付金では、国は個別事業ごとの予算額の配分は行わない(各都道府県の裁量)<br>仕組みとなっているため、対応は不可能   | -   | -                    | 東京都       | 早稲田商店会、<br>早稲田いのちの<br>まちづくり実行委<br>員会 | 地域間交流と地域の<br>拠点づくり事業  | 経済産業省<br>国土交通省<br>総務省<br>農林水産省<br>文部科学省<br>厚生労働省<br>内閣府 | 1010190   |